

とうがね保育ガイド

『すてっぷ』

令和 8 年度版



クラス年齢	対象児童の生年月日
5歳児	2020年 令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
4歳児	2021年 令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
3歳児	2022年 令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
2歳児	2023年 令和 5年4月2日～令和 6年4月1日
1歳児	2024年 令和 6年4月2日～令和 7年4月1日
0歳児	2025年 令和 7年4月2日～※施設ごとに受入月齢が設定されています

- 2026（令和8）年4月から子どもの保育所等への入所をご希望される方は、この冊子に必要事項を記載してありますので、**必ず全てお読みください。**
- この冊子には入所後の手続き等も掲載していますので、大切に保管してください。

東金市 市民福祉部こども課 入園係

〒283-8511 東金市東岩崎1-1

☎0475-50-1203 HP <http://www.city.togane.chiba.jp/>

目 次

P 1…目次

P 2…東金市内の保育施設一覧

P 3…令和 8 年 4 月の利用申込関係スケジュール

- 1 申込書類の配布
- 2 申込書類の提出
- 3 申込みから利用開始までの流れ
- 4 提出書類
- 5 利用調整

P 11…第 1 章 教育・保育給付認定

- 1 - 1 教育・保育給付認定とは
- 1 - 2 教育・保育給付認定区分

P 12…第 2 章 保育所等を利用するには

- 2 - 1 保育の必要性の認定
- 2 - 2 保育必要量

P 13…第 3 章 利用者負担額、給食費及び時間外保育／預かり保育

- 3 - 1 保育所・認定こども園（保育所的利用）・小規模保育を利用する場合
 - (1) 利用者負担額
 - (2) 給食費（主食費+副食費）
 - (3) 時間外保育
- 3 - 2 認定こども園（幼稚園的利用）を利用する場合
 - (1) 利用者負担額
 - (2) 給食費（主食費+副食費）
 - (3) 預かり保育
- 3 - 3 利用者負担額の納付先

P 18…保育所等に関する Q & A

東金市内保育施設「施設マップ」



東金市内の保育施設一覧

(順不同)

○保育所

※就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって、小学校就学前までの児童の保育を行う施設です。

名 称		所在地	電話番号	開所時間	対象年齢
市立	第2保育所	田間3丁目14-6	0475-52-2505	7:00～19:00	満7か月～就学前
	第3保育所	前之内6-1	0475-58-3908		
私立	八坂台はぐくみの森保育園	八坂台3丁目1756-14	0475-77-8292	※土曜日は 7:00～16:00	満3か月～就学前
	わくわく保育園 東金園	田間3丁目36	0475-86-6010		

○認定こども園

※幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、就学前までの児童の教育・保育を行う施設です。

市内には、幼保連携型（幼稚園と保育所を一体的に運営するタイプ）があります。

名 称		所在地	電話番号	開所時間	対象年齢
市立	正気こども園	広瀬141-1	0475-58-5047	7:00～19:00	3歳～就学前
	豊成こども園	関内724	0475-58-3150	※土曜日は	満7か月～就学前
	福岡こども園	砂古瀬476-1	0475-54-1539	7:00～16:00	
私立	ユニヴァーサル雙葉学園	幸田680-1	0475-55-2928	7:00～19:00 ※土曜日は 7:30～16:00	満9か月～就学前
	幼保連携型認定こども園 ときがね幼稚園	東金1391-2	0475-52-2733	7:30～19:00 ※土曜日は 7:30～16:00	満3か月～就学前
	東金国際こども園	堀上71-1	0475-86-7550	7:00～19:00	生後57日目～就学前

※正気こども園を希望される場合は、20ページの「Q. 正気こども園の給食の提供方法はなっていますか?」を必ずご確認ください。

○小規模保育

※就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって、0歳～3歳未満の児童を対象とした少人数（定員6人～19人）の保育事業です。

名 称		所在地	電話番号	開所時間	対象年齢
私立	小規模保育ぐるんぱ	家徳221-9	0475-58-2023	7:30～19:00 (+)8:00～16:00	満3か月～3歳未満
	小規模保育まりんキッズ	東岩崎25-4大野ビル1F	0475-53-2021	7:30～19:00 (+)7:30～16:00	満3か月～3歳未満
	小規模保育まりんキッズ第2園	東岩崎25-4大野ビル1F	0475-53-2021		1歳～3歳未満
	東金さくら保育園	堀上816-1	0475-53-6466	7:30～19:00 (+)8:00～16:00	満4か月～3歳未満
	東金第2さくら保育園	堀上816-1	0475-53-6466		満4か月～3歳未満

その他（認可外保育施設・企業主導型保育事業）

※市内には認可保育施設のほかに以下の施設があります。申込などは施設に直接お問い合わせください。

名 称		所在地	電話番号
認可外	保育所まりんキッズ	東岩崎25-4 大野ビル2F	0475-53-2021
保育施設	保育roomワンピース	堀上420-4	0475-53-0382

名 称		所在地	電話番号
企業主導型 保育事業	白ゆり保育園	幸田682	0475-55-2928
	まちの保育所 いくりん	東金429	0475-78-5515
	まちの保育所 空ば	東金723	0475-78-5363
	ひまわり保育園	求名9-1	0475-55-8211

令和 8 年 4 月の利用申込関係スケジュール

注 ユニヴァーサル雙葉学園・幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園・東金国際こども園の「幼稚園コース」の申込みは提出書類や手続きが異なります。施設に直接お問い合わせください。

1 申込書類の配布

- 期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
- 配布場所 市役所こども課、市内の各保育所・認定こども園・小規模保育

注 開所日に限ります

2 申込書類の提出

- 提出の際は、番号法に基づいた本人確認を実施いたします。
 - ①申請者（保護者）の番号確認資料（マイナンバーカード、個人番号記載の住民票など）
 - ②窓口で申請書等を提出する方の本人確認資料（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - ③委任状（申請者以外の方が窓口で提出する場合）

○受付場所

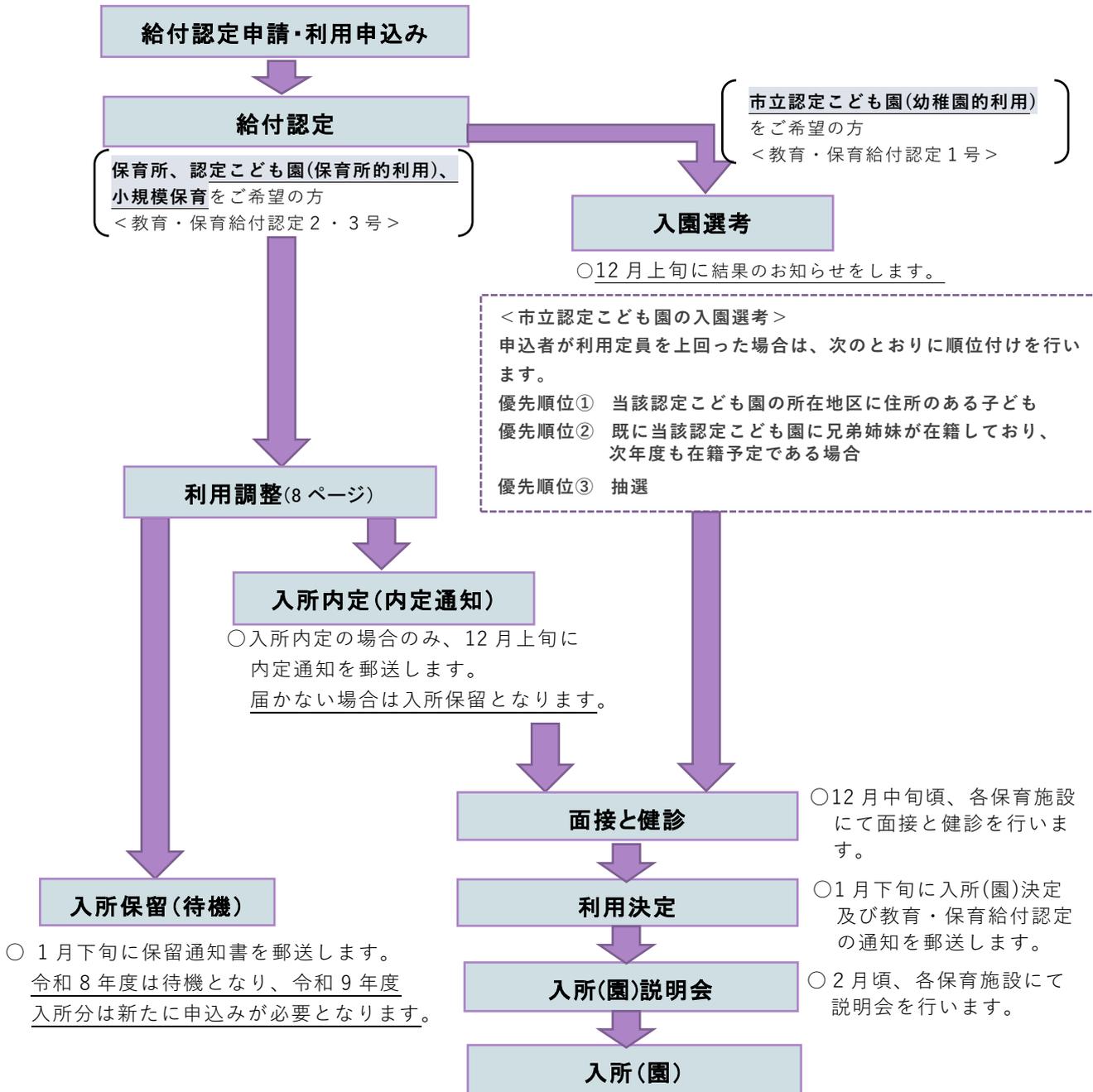
市役所こども課

○受付日程及び受付時間

令和 7 年		10/21 火	10/22 水	10/23 木	10/24 金	10/25 土
		9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0				休
10/26 日	10/27 月	10/28 火	10/29 水	10/30 木	10/31 金	
9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0			9 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0			

3 申込みから利用開始までの流れ

★年度当初（4月1日入所）の新規利用申込みを行う場合



★年度途中（5月1日以降入所）の新規利用申込みを行う場合

原則として、年度途中からの利用申込みを行う場合も、上記の流れと同様です。
申込書の提出期限は、入所希望月の2か月前の末日です。

なお、年度途中での入所は、欠員が出たなどで受け入れに余裕ができた場合となります。保育所等の利用の可否は、保育の必要性の度合いを点数化し、優先度の高い子どもから利用を承諾することとなります。（⇒8ページ利用調整）

4 提出書類

①・②のいずれかを提出してください。	① 保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育の場合 (1) 令和8年度保育施設等利用申込 チェックリスト (2) 保育施設等の利用申込書 5～7 ページ 家庭状況書 8～11 ページ 児童状況書兼健康状況申告書 12～17 ページ (3) 保育の利用を必要とする証明書（保育の必要性の認定をします。） 必要書類は「保育を必要とする事由」によって異なります。 次の※1を参照してください。
	② 市立認定こども園（幼稚園的利用）の場合 (1) 令和8年度市立認定こども園（幼稚園的利用）利用申込チェックリスト (2) 東金市立認定こども園（幼稚園的利用）入園申込書 (3) 児童状況書兼健康状況申告書 5、6 ページ
①・②のいずれかと一緒に提出してください。	(4) 教育・保育給付認定申請書 1～4 ページ ※番号確認資料（マイナンバーカード等） ※本人確認資料（運転免許証等）
該当する場合のみ提出してください。	(5) 該当する場合のみ必要となる書類 次の※2を参照してください。

※1『保育を必要とする事由、保育必要量、認定期間及び必要書類』

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
就労 （休憩時間を除き月60時間以上の労働） ① 会社等に雇用されている者 ※育児休業中の場合は入園月の翌月1日までに復職することが条件です ② 自営業中心者（当該事業の確定申告の申告者） ③ 自営業補助者	短時間 月60時間以上 月120時間未満 標準時間 保護者のいずれも 月120時間以上	証明書にて届出を受けた就労が続いている期間（最長、小学校就学前まで）	● 就労証明書 ①～③のいずれの場合も必要 ① 会社等に雇用されている者 ② 自営業中心者 ③ 自営業補助者 ● 添付書類 ※②③の自営業（農業含む）の場合は次の資料を添付 ○ 開業1年以上 …確定申告書等の写し ○ 開業1年未満 …開業届または営業許可証の写し
下の子の 妊娠又は出産	標準時間	産前8週間及び産後8週間を経過する日の翌日が属する日の月末まで	● 診断書又は母子健康手帳の写し（出産予定日の分かるもの） ● 産前休暇前に就労しており、産後休暇又は育児休業後に復職の希望がある場合は、就労証明書

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
保護者の 疾病又は障がい	短時間（必要に応じて 標準時間も認定）	療養を必要とす る期間	● 診断書及び 障害者手帳等の写し
同居親族の 介護又は看護	短時間（必要に応じて 標準時間も認定）	介護・看護を 継続している間	● 診断書 ● 介護・看護・付添状況申告書及び 障害者手帳等の写し、もしくは 介護保険被保険者証の写し
災害の復旧	標準時間	必要な期間	● り災証明書等
求職活動又は 起業準備	短時間	90日を経過する 日の月末まで	● 求職活動申告書
就学（学校、職業訓 練施設等への通学 又は通所）	短時間又は標準時間 （授業時間に応じて 認定）	卒業（修了）日を 迎える月の月末 まで	● 在学証明書、学生証、時間割など スケジュールが分かるもの
虐待又はDV	標準時間	必要な期間	● 状況に応じ、資料の提示をお願い する場合があります。

注1 その他、状況に応じ市が必要と認める資料の提示をお願いする場合があります。

2 書類は、保護者（父母）及び同居者（18歳以上65歳未満）全員分が必要です。

※2 『該当する場合のみ必要となる書類』

状 況	必要書類
単身赴任世帯	● 単身赴任がわかる書類 <例>住民票の写し・賃貸借契約書等
転入、単身赴任等により当該年の1月1日に東 金市に住民登録のない方	● 前年度及び当該年度の所得と市町村民税の課税 （非課税）が確認できる証明書 <例>所得課税証明書等 ● 国外からの転入で、国内での課税がない方は国 外での収入がわかる書類 <例>源泉徴収票等
申込時に東金市に住民登録がなく、ひとり親世 帯に該当する方	● 戸籍全部事項証明書等
保護者のいずれかが保育士資格を有し、東金市 内の保育所、認定こども園、小規模保育、認可 外保育施設（企業主導型を含む）において保育 士又は保育教諭として就労（予定）の方	● 保育士証の写し
・ 東金市外の保育所等の利用を希望する方 ・ 東金市に転入予定の方 ・ 東金市外から東金市内の保育所等の利用を希 望する方 ・ 東金市外に転出予定の方	● 「※3『市をまたぐ利用申し込みについて』」を ご確認ください。

※3 『市をまたぐ利用申し込みについて』

東金市にお住まいで、東金市外の保育所等の利用を希望する場合

提出先：東金市役所こども課

提出期限：利用希望施設の市区町村に、東金市を經由しての申し込みとなります。各市区町村が定める申込期間内に申込書類必着となることから、利用希望施設の市区町村の申込期限の1週間前までに東金市に申込書類をご提出ください。申込期限は市区町村により異なりますので、必ず事前に各市区町村へご確認ください。

様式：東金市の様式一式をご利用ください。東金市役所こども課へお越しいただくか、ホームページからダウンロードをお願いします。

注意事項：利用が可能となった場合は、4月から翌3月までの利用となります。次年度以降も引き続き市外施設を希望する場合、毎年申込が必要となります。また、継続利用希望でも申込先市区町村の利用調整結果により継続利用できない場合があります。多くの市区町村で市内在住の方を優先する傾向があります。利用調整の方法等については、申込先市区町村へお問い合わせください。

東金市に転入予定で、東金市内の保育所等の利用を希望する場合

提出先：お住まいの市区町村保育担当課（お住まいの市区町村から東金市へ申込書類を郵送）
※お住まいの市区町村保育担当課で受付を行っていない場合は、東金市役所こども課に直接ご提出ください。詳しくはお住まいの市区町村保育担当課にお問い合わせください。

提出期限：東金市の申込期限までにお住まいの市区町村から申込書類が届く必要があります。年度途中入所については、ご希望の月の2か月前の末日です。

様式：東金市の様式一式をご利用いただき、追加書類（転入に関する確認書、前年度及び当該年度の課税（非課税）証明書、転入先がわかる書類等）を併せてご提出ください。

注意事項：ご希望の月に入所決定した場合、入所日前月末日までに転入手続きを行う必要があります。転入手続きが完了しない場合、保育施設の内定が取消となることがあります。

東金市外にお住まいで、東金市内の保育所等の利用を希望する場合

申込条件：東金市に勤務先がある、通勤経路に東金市が含まれる方。東金市で里帰り出産をされる方。

提出先：お住まいの市区町村保育担当課

提出期限：東金市の申込期限までにお住まいの市区町村から書類が届く必要があります。年度途中入所については、ご希望の月の2か月前の末日です。

様式：お住まいの市区町村の様式一式をご利用ください。

注意事項：利用調整は、東金市民の方が優先となりますのでご案内できない場合があります。また、継続利用希望でも申込状況等により継続利用ができない場合があります。

東金市から転出予定で、東金市外の保育所等の利用を希望する場合

提出先：東金市役所こども課（申込先市区町村によっては、直接提出していただく場合があります）

提出期限：転出先の市区町村に、東金市を經由しての申し込みとなります。各市区町村が定める申込期間内に申込書類必着となることから、利用希望施設の市区町村の申込期限の1週間前までに東金市に申込書類をご提出ください。申込期限は市区町村により異なりますので、必ず事前に転出先市区町村へご確認ください。

様式：転出先市区町村にお問い合わせいただき、指定様式がある場合そちらをご利用ください。市区町村により必要書類が異なりますので、必ず事前に転出先市区町村にご確認ください。

5 利用調整

(1) 利用基準

番号	保護者の状況			指数	
	類型	細目			
1	就労	会社等に雇用されている者又は自営業中心者	月 20 日以上	① 月 160 時間以上労働している。	50
				② 月 140 時間以上 160 時間未満労働している。	44
				③ 月 120 時間以上 140 時間未満労働している。	38
				④ 月 100 時間以上 120 時間未満労働している。	31
				⑤ 月 80 時間以上 100 時間未満労働している。	25
			月 16 日以上 20 日未満	⑥ 月 160 時間以上労働している。	40
				⑦ 月 140 時間以上 160 時間未満労働している。	35
				⑧ 月 120 時間以上 140 時間未満労働している。	30
				⑨ 月 100 時間以上 120 時間未満労働している。	25
				⑩ 月 80 時間以上 100 時間未満労働している。	20
	上記以外	⑪ 1 か月に 60 時間以上労働している。	19		
自営業補助者	備考の 2				
2	妊娠又は出産		出産の予定日の 8 週間前の日から出産の日後 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にある。	50	
3	疾病又は障害	疾病	入院	① おおむね 1 か月以上入院している。(予定を含む)	50
			居宅療養	② 1 か月以上の療養が必要で常時寝たきりの状態にある。	50
				③ ②以外で日常生活に著しく支障がある。	39
	障害	④ 身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級又は精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級を所持している。	50		
		⑤ ④以外の障害を有している。	39		
4	介護又は看護		① 身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級又は精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級を所持している親族と同居し、常時介護又は看護をしている。	50	
			② ①以外の障害を有する親族と同居し、常時介護又は看護をしている。	39	
			③ おおむね 1 か月以上入院している(予定である)親族の付添いをしている。	44	
			④ 上記以外の介護、看護又は付添いをしている。	25	
5	災害		火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	50	
6	求職		求職活動を継続的に行っている。	8	
7	学校、職業訓練施設等への通学又は通所		通学又は通所をしている。(番号 1 の就労に準じる状況にある。)	20~50	
8	虐待又は DV		虐待又は DV のおそれがある場合その他の社会的養護が必要な場合である。	60	
9	その他		番号 1 から 8 までに掲げる保護者の状況のほか、明らかに保育を必要としていると認められる。	10~50	

(2) 調整基準

番号	保護者の状況		調整指数	
加算指数	1	ひとり親世帯である。	18歳以上 65歳未満の同居家族あり	+ 6
			18歳以上 65歳未満の同居家族なし	+ 10
	2	別居中である（住所異動を伴う場合に限る。）。	18歳以上 65歳未満の同居家族あり	+ 4
			18歳以上 65歳未満の同居家族なし	+ 8
	3	当該教育・保育給付認定子どもが、児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（小規模保育事業所など）又は認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）の卒園児である。		+ 10
	4	利用中の保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む）の廃止又は休止に伴う申込みである。		+ 50
	5	市内の保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む）において保育士又は保育教諭として就労している。（予定を含む）		+ 20
	6	生活保護世帯である。（（1）の利用基準で番号 1 の就労に該当する場合に限る）		+ 4
	7	産後休暇又は育児休業が終わり、職場に復帰する予定である。		+ 10
	8	既に当該教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹が在園する保育所等を希望している。		+ 7
9	8 以外の場合で、当該教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に保育所等に申込みをしている。		+ 1	
減算指数	10	同居し、又は近隣に居住する親族等（18歳以上 65歳未満の者に限る。）から育児の支援が受けられる。		- 25
	11	当該教育・保育給付認定子どもの兄弟姉妹が市内保育所等の在園児又は卒園児であって、これらの者に係る保育料又は認定こども園使用料を保護者が正当な理由なく 6 か月以上滞納している。		- 40
	12	育児休業が終わり、職場に復帰するため申込みをするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、育児休業の延長も許容できる。		- 50

(備考)

- 教育・保育給付認定保護者を含む当該教育・保育給付認定子どもの全ての保護者について、この表の定めるところにより指数を算定し、算定した指数のうち最も値の低い指数を当該教育・保育給付認定保護者に係る指数とする。
- 「自営業補助者」の場合は、（1）の利用基準の番号 1 の①から⑩までの指数から、それぞれ 3 点を減点した指数とする。
- 指数の値が同じ教育・保育給付認定保護者については、それらの者のうち、より経済的困窮度の高い者を優先する。
- 備考の 1 から 3 までの規定にかかわらず、（1）の利用基準の保護者の状況の欄に掲げる事項の変化に伴い、認定こども園に在園する当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法第 23 条第 1 項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を申請した場合において、保育必要量について保育標準時間認定（東金市子どものための教育・保育給付に関する規則（平成 27 年東金市規則第 15 号）第 4 条第 1 項第 1 号アに規定する保育標準時間認定をいう。）を受けたときは、当該教育・保育給付認定保護者を最も優先度の高い者とする。ただし、当該教育・保育給付認定子どもの在園する認定こども園において保育の利用を希望する場合に限る。

(審査の運用)

(1) 利用基準

① 番号1 就労

ア 「自営業中心者」とは、当該事業の確定申告又は住民税申告の申告者とする。

イ 父母が同じ自営業の場合は1人を「自営業補助者」とみなす。

ただし、業務独占資格を有する場合は、父母とも「自営業中心者」とみなす。

ウ 配偶者又は親族が代表を務める会社等に勤務している場合に、当該配偶者の配偶者控除又は当該親族の扶養控除の対象となっている者を「自営業補助者」とし、それ以外は「会社等に雇用されている者」とする。なお、「親族」とは、配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）をいう。また、配偶者控除又は扶養控除の対象を確認する年度は、直近の年度とする。

エ 細目中、「労働」とは、休憩時間を含まない実働時間とする。

② 番号2 妊娠又は出産 職場への復帰を予定している場合は、番号1の指数による。

③ 番号9 その他

ア 保護者の不存在（死別、離別、失踪又は拘束などの事由により証明がある場合） 50点

イ 下の子の育児休業取得中に現に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合（年齢制限及び利用中の保育所等の廃止又は休止により保育の利用が継続できない場合（小規模保育事業等の卒園児等）） 保護者の就労に基づき番号1の就労の指数に準じる。

(2) 調整基準

① 番号2 住所異動を伴う場合に限る。

② 番号4 保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む）が廃止又は休止となる月の翌月の入所を希望する場合に限る。

③ 番号8 兄弟姉妹が利用中の保育所等又は認可外保育施設（企業主導型を含む。）の廃止又は休止に伴う申込みをする場合は、兄弟姉妹が入所を希望する保育所等を既に在園している園と同等の扱いとする。

④ 番号1 1 納付の誓約を履行している場合を除く。

第1章 教育・保育給付認定

1-1 教育・保育給付認定とは

幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育などの、教育・保育施設等の利用を希望する場合は、保護者が東金市に申請し、教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定は、教育・保育施設等を利用するための資格に相当するもので、子どもの年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分があり、区分によって利用できる施設・事業が異なります。

保育所、認定こども園（保育所的利用）又は小規模保育などの利用をご希望の場合は、2・3号認定を受けたあとに、利用調整を行い、希望する施設の利用の可否を決定しますので、認定を受けた場合であってもご希望の施設等が利用できるとは限りません。

1-2 教育・保育給付認定区分

1号認定（満3歳以上・教育標準時間認定）	
対象年齢	満3歳以上（3歳・4歳・5歳）
対象児童	教育を希望する児童
利用先	幼稚園、認定こども園（幼稚園的利用）

2号認定（満3歳以上・保育認定）	
対象年齢	満3歳以上（3歳・4歳・5歳）
対象児童	「保育を必要とする事由」に該当し、保育(教育)施設での保育を希望する児童
利用先	保育所、認定こども園（保育所的利用）

3号認定（満3歳未満・保育認定）	
対象年齢	満3歳未満（0歳・1歳・2歳）
対象児童	「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設での保育を希望する児童
利用先	保育所、認定こども園（保育所的利用）、小規模保育

第2章 保育所等を利用するには

2-1 保育の必要性の認定

保育所等（保育所・認定こども園・小規模保育）を利用するには、2号認定又は3号認定が必要となります。これらの認定には、保護者のいずれもが下表に記載のある「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（休憩時間を除き月60時間以上の労働）	短時間
①会社等に雇用されている者	月60時間以上120時間未満
②自営業中心者	標準時間
③自営業補助者	月120時間以上
妊娠又は出産	標準時間
保護者の疾病又は障がい	短時間（必要に応じて標準時間も認定）
同居の親族の介護又は看護	短時間（必要に応じて標準時間も認定）
災害の復旧	標準時間
求職活動又は起業準備	短時間
就学（学校、職業訓練施設等への通学又は通所）	短時間又は標準時間（授業時間に応じて認定）
虐待又はDV	標準時間
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	短時間
その他、これらに類する状態として市が認めた場合	短時間又は標準時間（必要に応じて認定）

※「集団生活に慣れさせたい。」というような理由だけでは、認定の対象にはなりません。

※事由によって、認定される保育必要量、認定期間及び必要書類等が異なります。

2-2 保育必要量

保育の必要性あり（2号認定・3号認定）と認定を受けた方は、その事由により、さらに「保育の必要量」を認定します。認定された必要量に応じて、保育施設の最大利用可能時間が異なります。

区分	利用できる保育時間
保育短時間	1日最大8時間（時間外保育を除く）（例）市立保育施設 8:00-16:00
保育標準時間	1日最大11時間（時間外保育を除く）（例）市立保育施設 7:30-18:30

※私立保育施設の設定時間は異なりますのでご注意ください。

★市内市立保育施設の利用イメージ（1・2・3号認定）

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	14:00	16:00	18:30	19:00
【1号認定（認定こども園の幼稚園的利用）】			預かり保育	随時登園	教育・保育時間		預かり保育		
【2・3号認定（短時間）】		時間外保育	利用可能な時間帯（8時間）＝保育必要量					時間外保育	
【2・3号認定（標準時間）】		時間外保育	利用可能な時間帯（11時間）＝保育必要量						時間外保育

※利用できる保育時間を越えた分については、時間外保育/預かり保育となり、別途料金がかかります。

第3章 利用者負担額、給食費及び時間外保育／預かり保育

3-1 保育所・認定こども園（保育所的利用）・小規模保育を利用する場合

(1) 利用者負担額

幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の利用者負担額は0円となります。ただし、給食費や教材費などは実費徴収がありますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

3歳児未満の利用者負担額については、次の表をご確認ください。

保育所等利用者負担額表（教育・保育給付認定：2・3号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児		3歳児以上	
階層区分	定義		保育必要量	利用者負担額 (月額)	利用者負担額(月額0円)	
					給食費のうち、 副食費徴収免除	
第1階層	生活保護世帯		標準時間	0円	幼児教育・保育の無償化に伴い 3歳児以上の利用者負担額0円	副食費徴収免除
			短時間	0円		
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	0円		
			短時間	0円		
第2-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	0円		
			短時間	0円		
第3-1階層	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	19,000円		
			短時間	16,000円		
第3-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円		
			短時間	6,000円		
第4-1階層	市町村民税所得割合算額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	30,000円		
			短時間	27,000円		
第4-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円		
			短時間	6,000円		
第5-1階層	市町村民税所得割合算額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	標準時間	30,000円		
			短時間	27,000円		
第5-2階層		ひとり親世帯等 (注)	標準時間	9,000円		
			短時間	6,000円		
第6階層	市町村民税所得割合算額 77,101円以上 97,000円未満	標準時間	30,000円			
		短時間	27,000円			
第7階層	市町村民税所得割合算額 97,000円以上 169,000円未満	標準時間	43,000円			
		短時間	40,000円			
第8階層	市町村民税所得割合算額 169,000円以上 301,000円未満	標準時間	57,000円			
		短時間	54,000円			
第9階層	市町村民税所得割合算額 301,000円以上	標準時間	63,000円			
		短時間	60,000円			

(注)ひとり親世帯等とは、母子家庭又は父子家庭の方、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯及び準要保護世帯のことをいいます。

<利用者負担額及び副食費徴収免除の算定の基となる税年度>

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額 (前々年の収入)	当該年度の市町村民税額 (前年の収入)
------------------------	------------------------

3歳児未満の利用者負担額及び3歳児から5歳児の副食費徴収免除（以下「利用者負担額」という。）は、世帯の市町村民税額、子どもの教育・保育給付認定区分、兄弟姉妹の状況等によって、東金市が設定した階層区分に応じて決定します。

算定には、市町村民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基とするため、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

利用者負担額は、小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、第1階層～第4階層及び第5-2階層の方については、年齢の上限及び入所施設の制限はありません。また、第3-2階層、第4-2階層及び第5-2階層の方は、2人目以降は無料となります。

3号認定の子どもが年度途中で3歳の誕生日を迎え2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の利用者負担額を適用します。

(2) 給食費（主食費＋副食費）

①給食費は、3歳児以上は給食材料費の実費負担が必要で、0～2歳児は利用者負担額に給食費が含まれています。

給食費の金額は、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

例) 市立保育所・市立認定こども園（保育所的利用）の令和8年度給食費
月額5,700円（内訳：主食費600円＋副食費5,100円）

②3歳児以上の給食費のうち、副食費については徴収免除制度があります。保育所や認定こども園（保育所的利用）を利用する子どもの場合は、次に該当する方が適用となります。

ア) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の子ども（ひとり親世帯等（P13）の場合は、77,101円未満の子ども）

イ) 世帯の所得にかかわらず、小学校就学前の子どもから順に数えて3番目以降の子ども

※副食費徴収免除の対象者には『副食費徴収免除のお知らせ』を別途送付します。

主食費についてはみなさんにご負担いただきます。

(3) 時間外保育

時間外保育の利用には、利用者負担額とは別に時間外保育料がかかります。

市立保育施設の時間外保育料については次のとおりです。その他の施設等の時間外保育については、各施設にお問い合わせください。また、時間外保育の利用においては、施設が設定する実費負担がかかる場合があります。

なお、育児休業取得中または求職活動中の保護者がいる子どもは、時間外保育を利用できませんのでご注意ください。

(例) 東金市立保育施設の時間外保育

○時間外保育時間

標準時間	平日 (朝) 7:00~7:30 (夕) 18:30~19:00
	土曜日 (朝) 7:00~7:30 (夕) -
短時間	平日 (朝) 7:00~8:00 (夕) 16:00~19:00
	土曜日 (朝) 7:00~8:00 (夕) -

○時間外保育料

	月単位利用 (月額)	臨時利用
平日	500円/30分	50円/30分
土曜日	100円/30分	

※月単位利用について、利用者負担額の階層区分が第1階層、第2-1階層及び第2-2階層に該当する場合は無料です。また同一世帯から2人以上の子どもが市立保育施設に入所している場合、2人目の子どもの時間外保育料は半額、3人目以降の子どもは無料となります。

臨時利用については、階層及び利用人数にかかわらず1人あたり30分50円の利用料金がかかります。



3-2 認定こども園（幼稚園的利用）を利用する場合

（1）利用者負担額

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額が0円となります。ただし、給食費や教材費などは実費徴収がありますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

（2）給食費（主食費+副食費）

給食費は無償化対象外のため、保護者のご負担となります。

給食費の金額は、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

例）市立認定こども園（幼稚園的利用）の令和8年度給食費

月額4,020円（内訳：主食費530円+副食費3,490円）

※正気こども園を希望される場合は、20ページ『正気こども園の給食の提供方法はどうなっていますか？』を必ずご確認ください。

給食費には、副食費の徴収免除制度があり、認定こども園（幼稚園的利用）を利用する子どもの場合は、次に該当する方が適用となります。

ア）保護者及び保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の子ども

イ）世帯の所得にかかわらず、小学校3年生までの子どもから順に数えて3番目以降の子ども

※副食費徴収免除の対象者には『副食費徴収免除のお知らせ』を別途送付します。
主食費についてはみなさんにご負担いただきます。

（3）預かり保育

預かり保育の利用には、利用者負担額とは別に利用料がかかります。

市立認定こども園の預かり保育の利用料については次のとおりです。その他の認定こども園の預かり保育については、各施設にお問い合わせください。また、預かり保育の利用においては、施設が設定する実費負担がかかる場合があります。

市立認定こども園の預かり保育

区分により利用料が異なります。利用料の上限は1月あたり7,000円（給食費・おやつ代等を除く）となります。なお、保護者の育児に伴う心理的負担等軽減のための預かり保育は、1月あたり4日を上限とします。

区分	利用料
平日（8:00～8:30）	日額 50円
平日（教育時間終了後～16:00）	日額 200円
長期休業日（8:00～13:00）	日額 400円
長期休業日（8:00～16:00）	日額 800円
給食費	1食 230円
おやつ代等	1回 100円

- ・長期休業日は春季、夏季及び冬季となります。
- ・やむを得ない事由により、預かり保育の利用時間を超えた場合は30分ごとに50円加算されます。
- ・幼児教育・保育の無償化により、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、利用開始以前に「新2号認定」を受けた場合は、対象費用について上限額まで払い戻しの対象となる場合があります。
- ・「新2号認定」については、無償化パンフレットをご覧ください。

3-3 利用者負担額の納付先

施設	納付先
保育所（東金市立、私立） 認定こども園（東金市立）	東金市に納付 (口座振替による納付をお願いしています。)
保育所、認定こども園、小規模保育 (東金市外の市町村立)	施設所在の市町村
認定こども園、小規模保育（私立）	施設に納付

納期限は毎月末日（土・日・祝休日・年末年始の休業日に当たるときは、その日以後における最初の休業日以外の日）です。期限内に納付ができない場合は、必ず事前にご相談ください。

なお、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促状を送付します。この督促の指定期限までに納付がない場合利用者負担額については、地方税の滞納処分の例により、預金、給与、不動産等の財産の差押を行います。また併せて、利用者負担額に未納がある場合には、東金市が支払う児童手当を保育料に充てることがあります(保育料の特別徴収制度)。

利用者負担額を滞納すると	(1) 督促状の送付
	(2) 催告書の送付（納付の催促を行います。）
	(3) 児童手当受給者の承諾を必要としない児童手当からの特別徴収及び申出による児童手当からの充当
	(4) 差押等の滞納処分（地方税の滞納処分の例により、預金、給与、不動産等の財産の差押を行います。）



保育所等に関する Q&A <保育所・認定こども園(保育所的利用)・小規模保育>

保育所等の入所申込みについて

Q. 見学はできますか？

A 市立保育所・市立認定こども園については、見学は可能です。各施設へお問い合わせください。私立保育施設については、各施設にご確認ください。

Q. 保育所等の入所申込みは、早く届出したほうが有利ですか？

A いいえ。入所の決定は先着順ではありません。締切日までに申込みをいただければ、同じ条件で判定を行います

Q. 申込みをすれば、必ず入所できますか？

A 希望の保育所等の申込み数が受入可能な人数を超えている場合や、入所の基準に該当しない場合は、入所できないこともあります。また、入所が内定した場合であっても、面接・健診の結果により、当該保育所等での保育が困難と判断された場合は、入所をお断りする場合があります。

Q. 現在育児休業中ですが、申込みはできますか？

A 育児休業中は、保育所等の利用申込みはできませんが、利用開始希望月の翌月 1 日までに復職予定の場合には、当該月の 1 日より利用開始として申込みすることができます。

(例) 4 月 1 日入所希望の場合、5 月 1 日までに復職

また、既に保育を利用している子どもについては、保護者の育児休業取得時の「継続利用」に限り保育の利用ができます。

Q. 現在求職中ですが、申込みはできますか？

A できます。ただし、就労等のため保育を必要とする方が優先です。

また、入所日から起算して 90 日を経過する日の月末までに就労証明書の提出がなかった場合は退所となりますので、ご注意ください。

Q. 発達や発育に心配がある場合や障がいを持っている場合、申込みはできますか？

A できます。集団生活が可能かどうか、日常生活での注意点など、面接・健診時に詳しくお話を伺いますので、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方はご持参ください。

Q. 東金市外の保育所等は申込みできますか？

A 申込みは可能です。本紙 7 ページ※ 3『市をまたぐ利用申し込みについて』をご覧ください。

入所申込みについて（書類等）

Q. 希望保育所欄は全て記入しなければならないのですか？

A 申込書には第 10 希望までの記入欄がありますが、全てを埋める必要はありません。なお、希望のあったすべての保育所等に入所の意思があるものとして利用調整を行います。

Q. 兄弟姉妹で申込みをする場合は、書類は人数分必要ですか？

A 申込書 1 部にお子さん 3 人までご記入いただけます。世帯状況を申告する書類（就労証明や税関係証明）も原本 1 通で問題ありません。

Q. 同居の祖父母や親族がいる場合、就労・所得証明書等は必要ですか？

A 65 歳未満の親族が同居している場合には、同居の方おひとりずつ保育が出来ないことの証明（就労証明書、診断書、障害者手帳の写しなど）が必要となります。また、親族等が 65 歳以上の場合や、同居ではないものの近隣在住の場合においても、状況を確認させていただくことがあります。

利用調整（入所選考）について

Q. 入所の利用調整はどのように行っているのですか？

A 提出いただいた書類をもとに、8 ページ以降の保護者の状況や調整基準により点数化します。これにより保育の利用の優先度の高い順に内定者を決定します。

Q. 複数の保育所等に希望を出した場合、利用調整はどうなりますか？第 1 希望のみ希望したほうが入所に有利になりますか？

A 利用調整は保育所等ごとに行います。希望した保育所等のうち、複数入所が可能となった場合は、希望最上位の保育所等で内定となります。また、利用調整では第 1 希望のみ記入された方とその他の希望保育所等を記入した方とで優劣はありません。

Q. 4 月入所の利用調整の結果はいつ分かりますか？

A 12 月上旬に内定のお知らせを郵送します。その後、面接・健診を行い、利用（入所）が決定した方には 1 月下旬に「保育所等入所承諾通知書」または「利用調整結果通知書」を郵送します。
なお、入所保留の場合は、1 月下旬に「入所保留通知書」を郵送します。

Q. 第 1 希望以外の保育所等に内定しました。空きが出たら第 1 希望の保育所等に変更できますか？

A 利用調整の結果によっては変更できる場合もありますが、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

保育必要量の変更について

Q. 教育・保育給付認定の保育必要量を変更することはできますか？

A 月単位で変更することができます。変更の際は、教育・保育給付認定変更認定申請書の提出が必要です。

なお、保育必要量は保育を必要とする事由に応じて要件があります。（⇒5ページ以降）例えば、就労の場合は、月の就労（実働）時間が120時間以上の場合に標準時間の認定を受けることができます。

利用者負担額（保育料）について

Q. 別居中の場合、利用者負担額（保育料）の算定はどうなりますか？

A 父母が別居等をした場合でも、父母ともに利用者負担額（保育料）の算定対象となります。

離婚調停中やDV等の特別の事情がある場合は、それらの事実を明らかにする書類が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

入所後の生活について

Q. 慣らし保育は行っていますか？

A 原則として行っています。期間は入所後1～2週間程度ですが、状況によって異なりますので、具体的には各保育所等にお問い合わせください。

Q. 保育所等は給食ですか？

A 市立保育所及び市立認定こども園は完全給食となっております。私立保育施設は、各施設にお問い合わせください。

Q. 児童にアレルギー等がある場合はどうしたらよいですか？

A 入所申込み時や面接で必ずお申し出ください。

市立保育所及び市立認定こども園の場合は栄養士が面談を行い、入所前までに主治医の指示書（生活管理指導票）をご提出いただけます。対応については、主治医の指示によりアレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食や代替食を可能な限り提供しています。

Q. 正気こども園の給食の提供方法はどのようになっていますか？

A 正気こども園には給食設備がないため、豊成・福岡こども園とは提供方法が異なり、正気小学校の給食室で作って運搬する給食と、給食提供業者から搬入する給食を組み合わせ提供します。

給食提供業者から搬入する日は、正気小学校の給食室が稼働しない日（夏休み等）及び3歳児の9月末までとなります。

なお、食物アレルギーをお持ちの方は、原則としてお弁当を持参していただきますが、除去食の対応が可能な場合もあります。必ず事前にご相談ください。

Q. 薬を保育所等で飲ませてもらえますか？

A 原則として、保育所等では薬はお預かりしません。なお、医師の診察を受ける際に、子どもが何時から何時まで保育所等にいるか、保育所等では投薬ができない旨を伝えて、処方の方の工夫をお願いしてください。

Q. 感染症に罹患した場合はどうしたらよいですか？

A 感染症に罹患した場合は、保育所等には登園できません。登園するにあたり書類が必要な病気がありますので、入園のしおりで確認してください。

Q. 入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A 保育所及び小規模保育をご利用の方は、退職等により保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退所となります。

また、認定こども園をご利用の方は、1号認定に変更することにより、同じ施設をそのまま利用することができます。なお、1号認定（幼稚園的利用）で入園した方が、2号認定（保育所的利用）に変更する場合の手続きについては、個別にお問い合わせください。

Q. 世帯員の状況が変わった場合はどうしたらよいですか？

A 状況に応じて提出書類が異なりますので、個別にお問い合わせください。

（例）再婚、離婚、同居家族の転居など

Q. 入所後の持ち物は何か必要ですか？

A 保育所等ごとに、また年齢により、必要な持ち物は異なります。入所予定者には、入所前に行う入所説明会で持ち物などの説明を行います。

Q. 児童が発熱したときでも、保育所等に預けてよいですか？

A 保育所等は集団保育の場ですので、発熱した場合はお預かりできません。

なお、病気の回復期にあるお子さまは病後児保育を利用できます。事前に登録・申込みが必要となりますので、実施施設にお問い合わせください。

【病後児保育施設】

施設名称 病後児保育施設 チョコ丸
所在地 東金市田間 1285 番地 2
連絡先 080-6797-2915
保育時間 月曜日～金曜日
午前 8 時～午後 6 時（木曜日は、午後 5 時まで）
休日 土曜日、日曜日、祝休日、年末年始、施設の指定日
実施医院 医療法人社団 滝琉会 りゅうクリニック
東金市田間 1285 番地 2
連絡先 0475-77-8787
利用料金

児童 1 人につき日額	
生活保護法による被保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	1,250 円
その他の世帯	2,500 円

東金市内保育施設 施設マップ



市街地拡大図

